

八戸市農業委員会 10 月総会議事録

日時：令和2年10月9日（金）13時30分

場所：八戸市農業経営振興センター

出席委員

農業委員 19 名中 19 名

1 番 加藤 浩幸 出	2 番 木村 武美 出	3 番 澤向 敏一 出	4 番 三浦 豊 出
5 番 馬場 豊 出	6 番 阿達 福壽 出	7 番 内沢 豊 出	8 番 籠田 悦子 出
9 番 長根 昭男 出	10 番 赤坂 英夫 出	11 番 狛守 文宏 出	12 番 松橋 剛志 出
13 番 中村 正記 出	14 番 西野 茂雄 出	15 番 明戸 政勝 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 谷地 秀典 出	18 番 橋場 孝 出	19 番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 21 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 田名部 浩 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 田中 忠二 出
9 番 三浦 勝浩 出	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 欠
13 番 橋 由正 出	14 番 梅津 孝敏 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 高橋 政典 出
17 番 大倉 喜八郎 出	18 番 金谷 由松 出	19 番 坂 文雄 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 森 庄次郎 出	22 番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農政 GL）村上 司、農地 GL 川名 雅之、
主幹 才勝 司、主査 菅原 理恵、技師 深堀 成美、技能技師 小笠原 衛、主事 寺地 圭次

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、下館敏推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

皆様、収穫の喜びの季節がまいりました。元気良く憲章を唱和して総会に入っていきたいと思いますので、元気良く唱和をお願いします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長

皆様におかれましては、実りの秋を迎え大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。稲刈りも秋雨が続いており、中々思うように作業が進まず御苦労された方もいらっしゃると思います。米価の方も昨年より値下がりということで少し寂しい気持ちでおりますけれども、米の需要が少なくなっていることも下落の要因の一つになっているようで、ここに来てコロナの影響があるということは、改めてコロナウイルスの脅威を感じているところです。まずは、事故のないように仕事に精を出していただきたいと思います。

それでは、本日の議事についても慎重に審議をしていただきますようよろしく

お願いします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、4番 三浦 豊 委員、5番 馬場 豊 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 48 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

齋藤委員

齋藤から報告いたします。去る 9 月 29 日、明戸農業委員と市庁本館地下会議室において、番号 30 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 30 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は知人です。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地

の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は、新規就農のため令和2年8月に田を取得しています。また、渡人は、労力不足のため令和2年8月に田を売却しています。通作距離は700mで、耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地ありです。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、トラック各1台を父から借用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第49号、令和2年度第7号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

川名 GL

事務局の川名から、議案第 49 号、令和 2 年度第 7 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。総会資料の 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は使用貸借 1 件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 1 名、貸し手 1 名で、利用権設定面積は 3,917 m²でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積 1 番

番号 1 番は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農林業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、7 年 7 か月間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 2 年 10 月 15 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 50 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

明戸委員

明戸から報告します。去る9月29日、木村委員と市庁本館地下会議室において、番号27番を調査してまいりました。

資料5ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条27番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、受人は渡人の孫とのこと。態様別は贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和2年12月1日から令和3年4月1日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、申請地の一部をアスファルト舗装の駐車場とし、住宅の周囲を砂利敷きします。排水については、合併浄化槽と浸透枡で処理します。立地条件は、八戸市立旭ヶ丘小学校から東側約450mに位置し、畑、宅地、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地の周囲は宅地化が進み、住宅が連たんしている区域に近い農地であるためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第51号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

小笠原技能技師

事務局小笠原から、議案第51号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について御説明いたします。

今年度の荒廃農地調査により、森林・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地、B分類と思われる農地について、総会において農地・非農地の判断をしていただき、非農地と決定された土地については、農地台帳からも除き、以後、農地として取り扱わないこととするものです。荒廃農地の判断基準では、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するものとされています。

それでは、内容について御説明いたします。資料の7ページから13ページにわたる荒廃農地関係資料一覧表を御覧ください。今回判断していただく土地は、6月12日から8月28日までの間に、6回調査した農地のうち、非農地と思われる土地164筆、約29haでございます。別冊の現地写真及び位置図とともに御覧ください。

荒廃農地1番

番号1番から36番までは、6月12日に谷地委員・加藤委員・澤向委員により

～36 番	現地を調査した土地で、番号 1 番から 7 番は、位置図では A 付近の市川地区で、 現地写真は 1 ページの 1 番から 3 ページの 7 番です。番号 8 番から 36 番は、位 置図では B 付近の上長地区で、現地写真は 3 ページの 8 番から 12 ページの 36 番です。
荒廃農地 37 番 ～66 番	次に、番号 37 番から 66 番までは、6 月 19 日に三浦豊委員・田中委員・山田 委員により現地を調査した土地で、番号 37 番から 42 番は、位置図では C 付近の 豊崎地区で、現地写真は 13 ページの 37 番から 14 ページの 42 番です。番号 43 番から 66 番は、位置図では D 付近の館地区で、現地写真は 15 ページの 43 番か ら 22 ページの 66 番です。
荒廃農地 67 番 ～98 番	次に、番号 67 番から 98 番までは、6 月 26 日に馬場委員・三浦勝浩委員・下 館委員により現地を調査した土地で、番号 67 番・68 番は、位置図では E 付近の 田面木地区で、現地写真は 23 ページの 67 番・68 番です。番号 69 番から 98 番 は、位置図では F 付近と G 付近の是川地区で、現地写真は 23 ページの 69 番から 33 ページの 98 番です。
荒廃農地 99 番 ～124 番	次に、番号 99 番から 124 番までは、7 月 3 日に松橋委員・阿達委員・橋委員 により現地を調査した土地で、番号 99 番から 106 番は、位置図では H 付近の松 館地区で、現地写真は 33 ページの 99 番から 36 ページの 106 番です。番号 107 番から 113 番は、位置図では I 付近の金浜地区で、現地写真は 36 ページの 107 番から 38 ページの 113 番です。番号 114 番から 118 番は、位置図では J 付近 の鮫地区で、現地写真は 38 ページの 114 番から 40 ページの 118 番です。番号 119 番から 124 番は、位置図では K 付近の大久保地区で、現地写真は 40 ページ の 119 番から 42 ページの 124 番です。
荒廃農地 125 番 ～142 番	次に、番号 125 番から 142 番までは、8 月 21 日に村上委員・金谷委員・坂委 員により現地を調査した土地で、番号 125 番から 142 番は、位置図では L 付近 の南郷・島守地区で、現地写真は 42 ページの 125 番から 48 ページの 142 番で す。
荒廃農地 143 番 ～164 番	次に、番号 143 番から 164 番までは、8 月 28 日に内沢委員・明戸委員・森庄 次郎委員により現地を調査した土地で、番号 143 番・144 番は、位置図では M 付

近の南郷・泥障作地区で、現地写真は48ページの143番・144番です。番号145番から154番は、位置図ではM付近の南郷・市野沢地区で、現地写真は49ページの145番から52ページの154番です。番号155番から158番は、位置図ではN付近の南郷・中野地区で、現地写真は52ページの155番から53ページの158番です。番号159番から164番は、位置図ではO付近の南郷・大森地区で、現地写真は53ページの159番から55ページの164番です。

以上、御説明いたしました土地は、いずれも森林・原野化が著しく農地への復元は困難なものとの意見でした。つきましては、この164筆の土地について、非農地として判断することをお伺いするものです。なお、今回、非農地と判断された土地につきましては、農地台帳上、非農地として取り扱われますが、登記簿上の地目については、所有者が変更登記をする必要があることを申し添えます。

最後になりますが、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様には、日頃お忙しい中パトロールに参加していただきましてありがとうございました。荒廃農地のパトロールにつきましては、これからもよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は非農地として判断することに決しました。

日程第 6
会長

次に、日程第 6、議案第 52 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

菅原主査

それでは、事務局菅原より説明いたします。

まず、相続税の納税猶予に係る特例農地とは、農地を相続した場合、税務署で所定の手続きをとりますと、相続税の納税が猶予されることになっており、そのような納税猶予の対象となっている農地のことをいいます。そして、特例の適用を受けた農業相続人が、相続税の申告期限から農業を 20 年間継続した場合に、猶予されていた相続税の納税が免除されます。ただし、税制改正により、平成 21 年 12 月 15 日以降に相続し、特例農地の適用を受けた市街化区域外の農地については、20 年営農継続による免除は廃止され、終身農地利用が必要となりました。また、平成 21 年 12 月 14 日以前に特例農地の適用を受けた者が農地中間管理事業等による特定貸付を行った場合も改正法が適用され、市街化区域外の全ての農地が終身農地利用になります。今回は、平成 13 年 1 月から 5 月までの間に特例を受けてから 20 年目を迎える農地について、一筆ごとに利用状況を確認し、利用状況確認書を提出するよう、八戸税務署長から求められたものです。なお、対象者には、事前に調査する旨を通知し、現地確認及び航空写真による調査を行いました。

それでは、別冊の議案第 52 号関係資料を御覧ください。1 ページですが、今回の確認対象者は 5 名となっております。2 ページ以降が、利用状況確認書になります。対象者の氏名を資料右上に、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況については、資料左側の一連番号ごとに、記載しております。なお、整理簿番号は税務署の管理する番号であり、連続した番号となっております。また、地目等及び面積欄の申告時は税務署が管理しているもの、現在は農地台帳上の数字を記載しております。利用状況欄は、現地確認及び航空写真による調査結果を税務署からの記載要領に基づき記載しております。栽培しているか、もしくはすぐに栽培できる状況であれば、利用状況の区分は 1 番の自ら所有し、自ら農地等

として使用しているに分類し、保全管理中や草地、荒地などであれば2番の自ら農地等として使用していないに分類しております。右端の税務署整理欄には、現地確認をしたものは有と記載しております。

それでは、1番の方の利用状況を説明いたします。一連番号1番は果樹を栽培しておりました。一連番号2番は、全体で3,305㎡ですが、このうち700㎡を農地として使用しているとして当初の猶予適用申請があったため、当該面積において現地確認したところ、果樹及び野菜を栽培しておりました。申告時欄の面積は税務署が記載したのですが、全体面積とも申告面積とも一致しないため税務署に確認したところ実測値を記載しているとのことでした。一連番号3番は果樹及び野菜を栽培しておりました。

次に、2番の方ですが、一連番号1番は野菜を栽培しておりました。

次に、3番の方の利用状況を説明いたしますので、4ページを御覧ください。

一連番号1番から3番まで、米を栽培しておりました。

次に、4番の方ですが、一連番号1番・2番ともに、野菜を栽培しておりました。

次に、5番の方の利用状況を説明いたしますので、6ページを御覧ください。

一連番号1番は米を栽培しておりました。一連番号2番は、次ページの一連番号7番及び8番へ分筆されておりますが、いずれも荒地となっております。一連番号3番は、全体で165㎡ですが、このうち持分4分の1に当たる41.25㎡が当初の申告面積であり、当該面積において野菜を栽培しておりました。一連番号4番は野菜を栽培しておりました。一連番号5番と6番は保全管理中でした。

ただいま御説明しましたとおり、八戸税務署長へ確認書を提出するものであります。なお、農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地の利用状況を確認するもので、相続税納税の免除が適当か否かを判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

会長

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

次に、日程第7、報告第43号、農地法第3条の3の規定による相続等届出に

会長

ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

寺地主事

事務局寺地から御報告いたします。この案件は、相続等届出の9月分でございます。

資料の15ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等105番

今回の届出は、資料15ページ番号105番から資料19ページ番号119番まで

～119番

の計15件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、16ページ番号109番、17ページ番号112番及び18ページ番号114番の計3件です。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8、
日程第9
会長

次に、日程第8、報告第44号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第9、報告第45号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

才勝主幹

事務局才勝から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の9月分でございます。

まず、4条につきまして御報告いたします。資料の21ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条18番

番号18番、転用目的は住宅1棟、物置2棟、貸家1棟建築でございます。

4条19番

番号19番、転用目的は駐車場でございます。

続いて、5条につきまして御報告いたします。資料の23ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条90番～92番

番号90番、番号91番、番号92番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
次ページをお開き願います。

5条93番

番号93番、転用目的は貸家2棟建築でございます。

5条94番

番号94番、転用目的は資材置場兼駐車場でございます。

5条95番

番号95番、転用目的は資材置場でございます。

	次ページを御覧願います。
5条 96 番、97 番	番号 96 番、番号 97 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 98 番	番号 98 番、転用目的は駐車場でございます。
	次ページをお開き願います。
5条 99 番	番号 99 番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条 100 番、101 番	番号 100 番、番号 101 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	次ページを御覧願います。
5条 102 番 ～104 番	番号 102 番、番号 103 番、番号 104 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
	次ページをお開き願います。
5条 105 番	番号 105 番、転用目的は敷地拡張でございます。
	いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
	以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 10 会長	次に、日程第 10、報告第 46 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。
	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
寺地主事	事務局寺地から、御報告いたします。資料の 29 ページをお開き願います。
	届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 5 番	番号 5 番につきましては、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償

等は無しとなっております。

18条6番

番号6番につきましては、農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条7番

番号7番につきましては、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、令和2年10月15日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第11

次に、日程第11、報告第47号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

寺地主事

事務局寺地から、御報告いたします。資料の31ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

改良届出4番

番号4番、着工年月日は令和2年9月17日で、使用する土の採取場所は八戸市大字河原木字沢尻地内とのことです。届出年月日、受理年月日は令和2年9月16日でございます。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時10分)